

令和元年度事業報告

はじめに

令和元年度の内外情勢をみますと、米中間の貿易摩擦の影響の下、両国間の貿易協議を巡る不確実性により、世界的な貿易の縮小や製造業の不振により世界経済は減速している状況にありました。一方、我が国は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかな回復基調にありましたが、年度後半の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、世界経済の不透明感が高まり、内外の金融市場では不安定な動きが続き、また、国内だけでなく世界各国の経済・社会活動に大きな影響をおよぼす情勢となっており、今後の内外経済の動向が懸念されるところであります。

そのような中で、当業界においては、8月に大阪堂島商品取引所のコメ先物取引の試験上場延長の認可、東京商品取引所の電力先物取引の試験上場の認可がありました。また、金融・資本市場の活性化や国際競争力の強化を図るため、証券・金融・商品を横断的に一括して取り扱う「総合取引所」の実現に向け、昨年3月に日本取引所グループ(JPX)と東京商品取引所との経営統合に関する基本合意がなされ、株式公開買付及び株式売渡請求の結果、11月には東京商品取引所がJPXの完全子会社となり、本年7月には、東京商品取引所の貴金属、ゴム、農産物の商品が大阪取引所に移管され、商品関連市場デリバティブ取引が行われるとともに、日本商品清算機構が日本証券クリアリング機構に統合されることとなります。

これにより、総合取引所の実現に向けた取り組みが進展することとなりますが、会員においては、第一種金融商品取引業の登録や変更登録、システムや管理体制の見直し等の対応が必要となりました。

このような中で、本基金では、会員の対応が円滑に進むよう、平成26年3月に施行された金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年法律第86号)の附則に基づく「特定委託者保護基金」となるため、9月の理事会において、「特定委託者保護基金に係る認可取得手続きの開始について」が承認され、10月には会員の担当者向けに総合取引所発足に向けての基金の対応に係る説明会を開催して、特定委託者保護基金等の内容に

ついて周知を図り、次いで理事会において「特定会員の募集について」を議決するとともに、会員懇談会において、「定款及び業務規程の改正」、「特定会員の募集について」等を会員代表者に説明いたしました。また、11月の理事会及び臨時総会において、「定款及び業務規程の改正」、「特定委託者保護基金の認可申請について」を議決し、12月16日付けで主務大臣に対して特定委託者保護基金の認可申請等を行い、令和2年2月5日付けで特定委託者保護基金の認可を受け、特定委託者保護基金として、特定会員に係る特定業務を開始することとなりました。

次年度におきましては、従来の特託者保護業務に加え、特定委託者保護基金としての業務を着実に行うため、基金預託や代位弁済業務等の整理、監査業務や弁済処理に関する関係団体等との調整、基金の諸規程の整備等を行うこととしていますが、特定委託者保護基金としての業務は、当分の間の措置とされていることから、業界をめぐる状況及び会員の意向を踏まえ、基金の今後の在り方について検討することにしております。

本基金としては、引き続き委託者債権保全の徹底を図るとともに委託者保護制度の一層の改善を進め、不幸にして弁済事故が起きた場合には迅速な処理に努め、委託者保護及び会員経営の健全化に寄与して参る所存であります。

以下、当基金の令和元年度における各事業の概要は次のとおりであります。

1. 総務関係事項

(1) 定款・業務規程等の改正等について

① 定款の改正

令和元年 11 月 29 日開催の臨時総会において、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）附則第 4 条第 1 項の規定に基づき、「特定会員」に係る「特定業務」を行う「特定委託者保護基金」となるための定款の改正を行うことが承認され、12 月 16 日に主務大臣に商品先物取引法第 283 条第 2 項の定款変更の認可申請を行い、令和 2 年 2 月 5 日付けで主務大臣の認可を受け、同日付けで施行された。

② 業務規程の改正

令和元年 11 月 29 日開催の臨時総会において、特定委託者保護基金となるための業務規程の改正を行うことが承認され、12 月 16 日に主務大臣に商品先物取引法第 301 条第 2 項の業務規程の変更認可申請を行い、令和 2 年 2 月 5 日付けで主務大臣の認可を受け、同日付けで施行された。

③ 会計規程の改正

令和元年 11 月 21 日開催の第 101 回理事会において、特定委託者保護基金となるための定款及び業務規程の改正を行うことに伴い、特定業務に係る会計処理を行うための会計規程の改正を行い、12 月 16 日に主務大臣に商品先物取引法施行規則第 154 条第 2 項の会計規程変更の承認申請を行い、令和 2 年 2 月 5 日付けで主務大臣の承認を受け、同日付けで施行された。

④ 諸規則の制定及び改正等

諸規則の制定及び改正、理事会決定事項の改正については、次のとおりである。

(a) 「定款、業務規程等の施行に関する規則等の申込、届出、報告等の様式の改正」

令和元年 5 月 10 日開催の第 97 回理事会において、商品先物取引法施行規則のすべての様式において日付を記載する欄が年月日に統一されたことから、これら省令の例等を踏まえ、基金の規則の様式を年月日に書式を統一し、事務上の便宜を図ることとして、基金の規則の申込、届出、報告等の様式について、「定款、業務規程等の施行に関する規則」、「監査規則」、「基金分離預託実施要領」、「基金代位弁済業務実

施要領」、「提出書類に係る情報通信技術の利用等に関する実施要綱」、「基金分離預託外国通貨取扱細則」、「財務諸表等に対する監査法人等による監査の免除に関する規則」の改正を行った。

(b) 「入会金及び会費に関する規則等」の改正

令和元年10月11日開催の第34回委託者保護制度検討委員会及び10月18日開催の第100回理事会で承認され、10月25日の会員懇談会で説明した「令和2年度以降の定率会費の取扱い方針について」に基づき、関係規程の改正を行うこととし、令和2年3月9日開催の第103回理事会及び3月18日開催の臨時総会において、「定款、業務規程等の施行に関する規則」の改正、「入会金及び会費に関する規則」の改正が承認され、令和2年4月1日付けで施行された。

(c) 「代位弁済担保に係る特定担保有価証券について」の改正

令和元年10月18日開催の第100回理事会において、(株)東京商品取引所が(株)日本取引所グループによる株式公開買付により、(株)東京商品取引所の株主が(株)日本取引所グループとなったため、(株)東京商品取引所の株式について、代位弁済担保に係る特定担保有価証券の指定を解除するとともに、当該取扱いに関する規定等を削除する改正を行った。

(d) 「基金代位弁済業務実施要領」の改正

令和2年3月9日開催の第103回理事会において、代位弁済担保率の変更、代位弁済手数料の変更を行うことが承認され、代位弁済手数料の変更を令和2年4月1日付けで施行された。なお、代位弁済担保率の変更については、施行時期を7月目途とすることになった。

(e) 「特定委託者保護基金の認可等に伴う諸規程」の改正

令和2年2月5日付けで、特定委託者保護基金の認可並びに定款及び業務規程の変更の認可等を主務大臣から受けたことに伴い、令和2年3月9日開催の第103回理事会において、特定委託者保護基金の特定会員の資格、組織及び会計等に係る諸規程等について、以下の関連する規定の整備等の改正を行った。

○改正した諸規程

「定款、業務規程等の施行に関する規則」

「個人情報保護規程」

「組織規程」

「役員候補者選出要領」

「監査規則」

「運営審議会規則」

「委託者保護制度検討委員会規則」

「代位弁済審査会規則」

「基金代位弁済業務実施要領」

「新規会員負担金及び一般負担金の徴収に関する規則」

理事会決定事項

「基金分離預託財産及び代位弁済担保について発生する利子の取扱い等について」

「資産の管理運用について」

施行日・適用日は、令和2年3月9日から施行し、令和2年2月5日から適用する。
ただし、代位弁済手数料の引下げについての改正は、令和2年4月1日から施行する。
なお、特定委託者保護基金の特定業務の実施に係る諸規程等の改正については、総合取引所の創設（商品移管及び清算統合）に併せて、令和2年7月の施行を目途として
新年度の理事会で別途諮ることとなった。

(2) 役員等の異動

期中における役員等の異動については、次のとおりである。

(令和2年3月末現在の役員等の名簿は別表(1)のとおりである。)

(相談役)

区分	年月日	氏名	備考
再任	31. 4. 11	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長
死去	元. 12. 3	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長

(運営審議会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	31. 4. 1	高氏 侑	弁護士

(運営審議会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	31. 4. 1	釧持宏昭	北辰物産(株)代表取締役

(運営審議会委員)

区分	年月日	氏名	備考
再任	31. 4. 1	池本正純	専修大学名誉教授
再任	31. 4. 1	尾崎隆昌	公認会計士
再任	31. 4. 1	釧持宏昭	北辰物産(株)代表取締役
再任	31. 4. 1	三瓶真言	元時事通信社金融市場部長
再任	31. 4. 1	清水 清	カネツFX証券(株)代表取締役
再任	31. 4. 1	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長
再任	31. 4. 1	高氏 侖	弁護士
就任	31. 4. 1	平川純子	弁護士
死去	元. 12. 3	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長

(規律委員会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	元. 5. 20	二家勝明	日産証券(株)代表取締役

(規律委員会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	元. 5. 20	高氏 侖	弁護士

(規律委員会委員)

区分	年月日	氏名	備考
退任	元. 5. 19	中澤忠義	元東京工業品取引所理事長
退任	元. 5. 19	森實孝郎	元東京穀物商品取引所理事長
再任	元. 5. 20	二家勝明	日産証券(株)代表取締役
再任	元. 5. 20	高氏 侖	弁護士
再任	元. 5. 20	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長
再任	元. 5. 20	宮 裕	公認会計士
就任	元. 5. 20	江崎 格	元(株)東京商品取引所代表執行役

就任	元. 5. 20	多々良實夫	豊商事(株)代表取締役
死去	元. 12. 3	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長

(代位弁済審査会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
退任	元. 5. 19	濱地敏明	元日本商品先物取引協会事務局長
就任	元. 5. 20	尾崎隆昌	公認会計士

(代位弁済審査会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
退任	元. 5. 19	井浪一晃	元大阪堂島商品取引所常務理事
就任	元. 5. 20	中曾根淳	日本商品先物取引協会事務局長

(代位弁済審査会委員)

区分	年月日	氏名	備考
退任	元. 5. 19	濱地敏明	元日本商品先物取引協会事務局長
退任	元. 5. 19	井浪一晃	元大阪堂島商品取引所常務理事
退任	元. 5. 19	太田 博	元東京穀物商品取引所理事
退任	元. 5. 19	平山喜久雄	(株)日本商品清算機構総務部長
退任	元. 5. 19	藤沼貴司	元(株)日本商品清算機構監査役
再任	元. 5. 20	尾崎隆昌	公認会計士
再任	元. 5. 20	中曾根淳	日本商品先物取引協会事務局長
再任	元. 5. 20	大石悦次	(株)東京商品取引所執行役
再任	元. 5. 20	村上久広	KOYO証券(株)代表取締役
就任	元. 5. 20	釧持宏昭	北辰物産(株)代表取締役
就任	元. 5. 20	山田明信	弁護士

(制度検討委員会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	元. 5. 20	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長
死去	元. 12. 3	下山彌壽男	元補修基金協会副理事長
就任	2. 2. 13	多々良實夫	豊商事(株)代表取締役

(制度検討委員会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	元. 5. 20	依田年晃	サンワード貿易(株)代表取締役

(制度検討委員会委員)

区分	年月日	氏名	備考
再任	元. 5. 20	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長
再任	元. 5. 20	依田年晃	サンワード貿易(株)代表取締役
再任	元. 5. 20	有馬誠吾	(株)コムテックス代表取締役
再任	元. 5. 20	岡本安明	岡安商事(株)代表取締役
再任	元. 5. 20	清水 清	カネツFX証券(株)代表取締役
再任	元. 5. 20	下山 均	フィリップ証券(株)代表取締役
再任	元. 5. 20	濱田隆道	(株)東京商品取引所代表執行役社長
再任	元. 5. 20	二家勝明	日産証券(株)代表取締役
再任	元. 5. 20	古田省三	岡藤商事(株)代表取締役
再任	元. 5. 20	村上久広	KOYO証券(株)代表取締役
再任	元. 5. 20	安田毅史	(株)日本商品清算機構常勤取締役
再任	元. 5. 20	安成政文	豊商事(株)代表取締役
再任	元. 5. 20	山中教史	第一商品(株)取締役副会長
死去	元. 12. 3	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長
辞任	2. 2. 13	安成政文	豊商事(株)代表取締役
就任	2. 2. 13	多々良實夫	豊商事(株)代表取締役
辞任	2. 3. 10	山中教史	第一商品(株)取締役副会長

(3) 会員の異動状況

前年度末の会員数 27 社について、本年度中に別表(2)のとおり異動があり、令和 2 年 3 月 31 日現在の会員数は 25 社となり、その会員名簿は別表(3)のとおりである。

(4) 会員の名称(商号)変更等

① 会員の名称(商号)変更

期中における名称の変更は、次のとおりである。

変更前	変更後	変更年月日
プレミアム証券(株)	OKプレミアム証券(株)	31. 4. 1

② 会員代表者の変更

期中における会員代表者の変更はなかった。

2. 一般委託者への支払及び関連業務

(1) 期中に発生した弁済案件に係る処理

令和元年度において、基金は、通知商品先物取引業者が一般委託者債務の円滑な弁済が困難であるかどうかの認定等について意見を聴くため業務規程等に基づき運営審議会を3回開催した。

当年度において、商品先物取引法第303条第1項に基づく通知商品先物取引業者となった会員は1社であり、そのうち業務規程に定める自主弁済案件と認定した会員は1社、分離保管弁済案件と認定した会員及び弁済困難と認定した会員は0社であった。

このため、法第306条第1項に定める基金による一般委託者に対する支払を実施することとはなかった。また、法第308条に定める返還資金融資を実施することとはなかった。

当該通知商品先物取引業者となった会員1社に係る処理については、次のとおりである。

① ローズ・コモディティ(株)の処理について

ローズ・コモディティ(株)は、令和2年2月26日に商品先物取引業の廃止公告(廃止日3月30日)を行ったことから、同社は通知商品先物取引業者となった。

このため、基金は2月26日に同社に対する立入監査を行い、委託者債務の状況等を確認した。次いで、業務規程第30条に規定する弁済難易度の認定を行うため、3月2日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行ったうえで、3月4日に同社の弁済難易度については、「自主弁済案件」と認定した。

3月5日付で同社より自主弁済計画の提出があったことから、基金は3月27日に書面による運営審議会を開催し、提出された自主弁済計画が適当であるとの認定を行った。

その後、同社は3月30日付で商品先物取引業を廃止したことから、3月31日付で会員脱退した。

また、3月30日に同社より委託者債務の弁済が完了したとの報告があったことから、基金は同社の委託者債務の状況等を立入監査で確認のうえ、3月31日付で同社との分離保管弁済契約を解除した。

(2) 前年度より繰り越した弁済案件に係る処理

期中に発生した弁済案件とは別に、前年度より引き続き処理を行った通知商品先物取引業者については次のとおりである。

① セントラル商事㈱の処理について

自主弁済案件として認定したセントラル商事㈱については4月15日付で自主弁済計画の提出があったことから、基金は4月23日に運営審議会を開催し、提出された自主弁済計画が適当であるとの認定を行った。その後、同社の委託者債務の弁済については、令和元年6月28日までに終了したとの報告があったことから、基金は同社の委託者債務の状況等を立入監査で確認のうえ、7月1日付で同社との分離保管弁済契約を解除した。

なお、同社は4月19日付で商品先物取引業を廃止したことから、4月20日付で会員脱退した。

3. 委託者保護資金及び負担金等の徴収及び管理

(1) 委託者保護資金の額及び資金積戻計画

基金は、平成17年5月1日に(社)商品取引受託債務補償基金協会からの資産の承継により、委託者保護資金として9,853百万円を造成した。

平成30年度において一般委託者支払が行われなかったため、委託者保護資金の額が業務規程に定める委託者保護資金の造成水準(98億円)を下回ることにならなかったことから、令和元年度は資金積戻計画を定めなかった。従って、一般負担金及び新規会員負担金の徴収は行われなかった。令和元年度においては、一般委託者支払が行われなかったため、委託者保護資金は、令和2年3月末日現在で9,853百万円を維持している。

(2) 委託者保護資金等の管理

① 委託者保護資金

委託者保護資金については、理事会決定の「委託者保護資金の管理運用について」(最終改正日平成 28 年 5 月 24 日)に基づき、普通預金、定期預金、国債、政府保証債、地方債、一般担保付社債及び利付金融債で運用している。

この決定に基づいた令和 2 年 3 月末日の期間別運用実績は次のとおりである。

(期間別運用実績)

	基本目標率	実績比率
・ 3 年以下	20 %	19.2 %
・ 3 年超	80 %	80.8 %

② 基金分離預託財産及び代位弁済積立金等

理事会決定の「資産の管理運用について」(最終改正日令和 2 年 3 月 9 日)に基づき、基金分離預託財産及び代位弁済担保については、普通預金又は定期預金で管理運用し、代位弁済積立金については、普通預金、定期預金及び有価証券で管理運用している。

4. 委託者資産保全措置の管理

(1) 分離保管弁済契約の締結状況

令和元年度において、業務規程に定める分離保管弁済契約を新たに締結した会員は 0 社、契約を変更した会員は 0 社、契約を解除した会員は 2 社であり、令和 2 年 3 月末日の契約会員は 25 社であった。

なお、分離保管弁済契約における対象契約型の選択状況は(令和 2 年 3 月 31 日現在)別表(3)のとおりである。

(2) 指定信託の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、指定信託契約の受益者代理人としての管理を行った。期中に指定信託契約を新たに締結した会員は 0 社、指定信託契約

の変更等を行った会員は 0 社（指定信託額の変更を含む）、指定信託契約を解除した会員は 0 社であり、令和 2 年 3 月末の契約会員は 0 社、指定信託額の総額は 0 円であった。

（3）基金分離預託の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、委託者資産保全措置として会員からの金銭及び有価証券の預託を受ける等の基金分離預託業務を行った。期中に基金分離預託契約を新たに締結した会員は 0 社、契約を解除した会員は 2 社であった。令和 2 年 3 月末の契約会員は 25 社、基金分離預託の総額は 1,087,500,000 円であった。

（4）銀行等保証の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、銀行等保証委託契約の適切な管理を行うこととなるが、期中に銀行等保証委託契約の締結や変更を行った会員は 0 社であり、令和 2 年 3 月末の契約会員は 0 社、保証額の総額は 0 円であった。

（5）基金代位弁済の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、基金代位弁済業務を行った。前年度末において、基金と代位弁済委託契約を締結している会員は 14 社（代位弁済限度額の総額 1,755 百万円）であった。期中において、代位弁済委託契約の変更等を行った会員は、新規契約締結会員 0 社、代位弁済限度額の変更会員 7 社、担保変更延べ 5 社、契約解除 0 社であった。その結果、令和 2 年 3 月末の契約会員は 14 社（代位弁済限度額の総額は 1,210 百万円）であった。

〈令和 2 年 1 月 1 日を始期とする基金代位弁済委託契約の締結手続きについて〉

当該契約は、令和元年 12 月末をもって満了することから、令和 2 年 6 月末を終期とする契約を新たに締結するため、令和元年 11 月 1 日に契約手続きについて各会員に通知した。基金は 12 月 3 日開催の第 41 回代位弁済審査会において、申込会員の審査を実施し、12 月 13 日開催の第 102 回理事会において当該契約の締結について承認を受けたことから、令和 2 年 1 月 1 日付けで会員 14 社（更新 14 社）と当該契約を締結した。（代位弁済限度

額の総額は 1,210 百万円、契約会員のうち基金代位弁済実施要領第 13 条第 4 項に基づき、契約期間の短縮等を条件に契約を締結した会員は 0 社であった。)

5. 会員に対する監視、監査等

(1) 会員に対する常時監視

c f e f システムにおいて、日次においては「委託者等資産保全措置に関する調書」を、月次においては省令に定められた「月次報告書」等の様式に係る報告を受けている。

(2) 会員に対する監査

随時、会員に対して委託者資産保全観点から、「委託者に係る純負債を計算するための項目の管理」に基づき委託者に係る純負債算出表及びこれに関連する帳簿について、書面監査及び立入監査を行うとともに、弁済事故の未然防止の観点から月次報告書及びこれを補完する証拠書類についても監査を行い、必要な指導を行った。

上記の結果、立入監査対象延べ会員は 13 社、立入日数は 29 日であった。

なお、平成 30 年 7 月より業務監査について日商協と同時監査を実施している。

(3) 外部監査

会員の財務諸表等に対する公認会計士又は監査法人による監査を引き続き実施した。

なお、令和元年度の財務諸表の外部監査の適用免除に該当する会員は 3 社であり、3 社について免除会員に対する措置を講じた。

(4) 改善の指示等

立入監査を行った際に、必要に応じて業務改善の指示等を行った。

(5) 会員に対する制裁

令和元年度においては、制裁を行わなければならない案件はなかったことから、規律委員会を開催することはなかった。

6. その他の業務

(1) 裁判上又は裁判外の行為

基金が被告又は原告となっている訴訟案件はない。

(2) 委託者保護業務に関する調査及び研究

令和元年度において、令和2年度以降の定率会費の取扱い、特定委託者保護基金について等、委託者保護制度検討委員会を2回開催し検討を行った。

① 令和2年度以降の定率会費の取扱いについて

令和元年9月26日開催の第99回理事会において承認された「令和2年度以降の取扱い方針(骨子)」に基づき、10月11日開催の第34回委託者保護制度検討委員会において以下のような定率会費の取扱い方針の具体的な内容が検討された。

令和2年度以降の定率会費(特定会員については特定委託者保護基金分を含む。)については、これまでの経費削減の効果、業界を取り巻く経営環境、各会員における多様なビジネス形態等を勘案し、当分の間、次のとおりとする。

(a) 各会員の定率会費は、次の3つの部分の合計額とする。

i) 営業収益比例部分(当基金の会員資格に係るものに限る。)

各月ひと月の営業収益の額	会費月額
①2千5百万円未満の場合	5千円
②2千5百万円以上5千万円未満の場合	1万円
③5千万円以上1億円未満の場合	2万円
④1億円以上2億円未満の場合	3万円
⑤2億円以上4億円未満の場合	5万円
⑥4億円以上8億円未満の場合	8万円
⑦8億円以上の場合	13万円

注) 営業収益とは、受取手数料及び自己売買損益の合計額をいう。

ii) 取引枚数比例部分

(当基金の会員資格に関係するものに限る。また、取次先となる会員は、取次者に係る取引枚数を除くものとする。)

各月ひと月の取引枚数	会費月額
①5 万枚未満の場合	5 千円
②5 万枚以上 10 万枚未満の場合	1 万円
③10 万枚以上 20 万枚未満の場合	2 万円
④20 万枚以上 40 万枚未満の場合	3 万円
⑤40 万枚以上 80 万枚未満の場合	5 万円
⑥80 万枚以上 160 万枚未満の場合	8 万円
⑦160 万枚以上の場合	13 万円

注) 取引枚数の計算に当たっては、次のとおりの取扱いとする。

①試験上場中の品目(電力、コメ)については、枚数をゼロとして計算する。

②ミニ商品(金、白金等)については、4枚をもって1枚として計算する。

iii) 補償対象顧客資産額比例部分(当基金の会員資格に関係するものに限る。)

各月月末の補償対象顧客資産額	会費月額
①10 億円未満の場合	5 千円
②10 億円以上 20 億円未満の場合	1 万円
③20 億円以上 40 億円未満の場合	2 万円
④40 億円以上 80 億円未満の場合	3 万円
⑤80 億円以上 160 億円未満の場合	5 万円
⑥160 億円以上 320 億円未満の場合	8 万円
⑦320 億円以上の場合	13 万円

注) 委託者のそれぞれが補償対象者であるか否かの整理に著しく時間を要する場合には、合理的な方法により、補償対象顧客資産額の概算額を算出し、それをもって補償対象顧客資産額とみなす。

(b) 各会員は、上記により、毎月定率会費の額を算定し、各月の営業収益、取引枚数及

び補償対象顧客資産額を添えて基金に報告を行うものとする。

基金は、この報告に基づいて請求を行い、会員は原則として4半期ごとに会員の納入を行うものとする。

1月、2月、3月分 4月報告 基金の請求に基づいて5月納入

4月、5月、6月分 7月報告 基金の請求に基づいて8月納入

7月、8月、9月分 10月報告 基金の請求に基づいて11月納入

10月、11月、12月分 1月報告 基金の請求に基づいて2月納入

(注)令和2年度の4月の報告は、令和2年1月、2月及び3月分を対象とする。

(c) 上記の「当基金の会員資格に関するものに限る。」とは、次の意味である。

- i) 東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所の取引（委託・自己）に関するものの全て
- ii) i) に加え、特定会員である会員については大阪取引所の商品デリバティブ取引（東京商品取引所から移管される品目及び今後上場される品目に関する委託・自己）に関するもの全て

(d) 経過措置として次の取扱いを設ける。

- i) 上記の規定にかかわらず、各月の各会員の会費の額は、上記で算出された合計額に次の係数を乗じたものとする。

令和2年度中の各月については、10分の3

令和3年度中の各月については、10分の3

令和4年度中の各月については、10分の4

令和5年度中の各月については、10分の6

令和6年度中の各月については、10分の8

- ii) 今後特段の事情が生じた場合には、係数を見直すこととするものとする。

○今後の予定

(a) この決定された方針に基づいて、年度末までに「入会金及び会費に関する規則」等の改正案及び令和2年度予算案及び事業計画案を作成し、理事会及び総会に諮る。

(b) なお、これらの手続きにおいては、主務省に事前に十分説明をし、必要に応じて助言を受けることとする。これに伴い内容等が変更される場合もある。

以上の内容について委託者保護制度検討委員会として取りまとめられ、当該検討結果が10月18日開催の第100回理事会において承認され、次いで、10月25日開催の会員懇談会において当該内容について説明し、この検討結果に基づき作成された「入会金及び会費に関する規則」等の改正案について、令和2年2月27日開催の第35回委託者保護制度検討委員会で検討され、3月9日開催の第103回理事会及び3月18日開催の臨時総会で承認のうえ、4月1日から施行されることになった。

② 特定委託者保護基金について

令和元年10月11日開催の第34回委託者保護制度検討委員会において、「特定委託者保護基金の今後について」、「今後の基金の在り方の選択肢について」、「特定委託者保護基金の業務に係る課題・問題点」、「商品版の投資者保護基金の創設と日本投資者保護基金の利用の比較」について検討し、これらの案件については、今後深く議論を行うことが必要であることから、理事会の下にワーキンググループを設けて引き続き検討するなどの対応を行うこととし、令和元年10月18日開催の第100回理事会にこの検討結果を報告し、理事会の下に基金の在り方に関する検討委員会を設けること、また、その人選については理事長に一任することが承認された。

(3) 広報の実施

① パンフレット等の作成配布

委託者保護制度の目的及びその仕組み等について関係者への周知を図るため、「委託者保護基金のしおり」を作成配布した。

② インターネットによる関係情報の提供

会員、委託者、関係機関等に、本基金の業務及び委託者保護制度の内容をより幅広く周知してもらうため、本基金のホームページにおいて、本基金のしくみ、会員名簿、定款・業務規程及び提出書類等を掲載するとともに、統計データ等の情報の提供を行った。

なお、本年度中のアクセス数は20,474件であった。

③ その他協同広報事業

商品取引関係者の年鑑等を購入し、先物協会及び日商協と協同して会員その他関係方面に配付寄贈した。

(4) 関係機関との連携及び協力

他団体と協賛している「みんなのコモディティ」及び「TOCOMスクエア」へ応分の費用負担を行った。

(5) 特定委託者保護基金への対応

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）が平成 26 年 3 月 11 日に施行された。この法律の附則第 4 条第 1 項の規定において、日本商品委託者保護基金は、当分の間、農林水産大臣及び経済産業大臣の認可（及び財務大臣・内閣総理大臣の同意）を受けて、この法律の施行の際現にその会員である商品先物取引業者であって商品デリバティブ取引関連業務を行うことにつき金融商品取引法第 29 条の登録又は第 31 条第 4 項の変更登録を受けたもののうち、顧客資産について附則第 4 条第 1 項の規定の適用を受ける旨を当基金に申し出た会員（特定会員）に係る顧客資産について、特定委託者保護基金として、一般顧客への支払、顧客資産の迅速な返還に資するための業務などの業務（特定業務）を行うことができることとされた。なお、特定会員については、金融商品取引法において課される投資者保護基金への加入義務が免除されている。

このような中で、平成 31 年 3 月に日本取引所グループと東京商品取引所との間で経営統合に関する基本合意がなされ、株式公開買付け及び株式売渡請求の結果、東京商品取引所が日本取引所グループの完全子会社となり、令和 2 年 7 月には大阪取引所において金融商品取引法に基づき貴金属等の商品デリバティブ取引が行われる予定である。

これに備え、金融庁・財務局は金融商品取引法に基づく商品デリバティブ取引関連業務を行うことについての金融商品取引業者の登録又は変更登録に関して、申請を受け付けることとし、その際には加入する基金（特定委託者保護基金又は日本投資者保護基金）の記載を求めることとしている。

これ受け、商品先物取引業者の金融商品取引法に基づく商品デリバティブ取引関連業務を行うことについての金融商品取引業者の登録又は変更登録を円滑に進めることが可能となるよう、当基金として、特定委託者保護基金としての認可を受けるための作業を進めることが必要となった。

このため、当基金は令和元年9月26日開催の第99回理事会において、「特定委託者保護基金に係る認可取得手続きの開始について」が承認されたことから、10月8日に会員担当者向けに総合取引所発足に向けての基金の対応に係る説明会を開催した。更に、10月18日開催の第100回理事会において「特定会員の募集について」を議決し、10月25日開催の会員懇談会において、「定款及び業務規程の改正」、「特定会員の募集について」等を会員代表者に説明した。

当基金は、11月21日開催の第101回理事会及び11月29日開催の臨時総会において、「定款及び業務規程の改正」、「特定委託者保護基金の認可申請について」を議決するとともに、12月16日付けで主務大臣に対して特定委託者保護基金の認可申請等を行い、令和2年2月5日付けで特定委託者保護基金の認可を受けることとなった。

別表(1) 役員等の一覧 (令和2年3月末日現在)

(役員)

理事長	岡地和道 (岡地㈱代表取締役)
副理事長	依田年晃 (サンワード貿易㈱代表取締役)
副理事長	井上明 (日本商品委託者保護基金)
副理事長	小川潔 (元内閣官房知的財産戦略推進事務局)
常務理事	庄司國男 (日本商品委託者保護基金)
理事	濱田隆道 (㈱東京商品取引所代表取締役)
理事	宮裕 (公認会計士)
理事	山崎恒 (日本商品先物取引協会会長)
理事	多々良實夫 (豊商事㈱代表取締役)
理事	二家勝明 (日産証券㈱代表取締役)
理事	古田省三 (岡藤商事㈱取締役相談役)
監事	細金英光 (㈱フジトミ代表取締役)
監事	有賀文宣 (税理士)

(運営審議会委員)

委員長	高氏 侑 (弁護士)
副委員長	釧持 宏昭 (北辰物産㈱代表取締役)
委員	池本 正純 (専修大学名誉教授)
委員	尾崎 隆昌 (公認会計士)
委員	三瓶 真言 (元時事通信社金融市場部長)
委員	清水 清 (カネツFX証券㈱代表取締役)
委員	平川 純子 (弁護士)

(規律委員会)

委員長	二家 勝明 (日産証券㈱代表取締役)
副委員長	高氏 侑 (弁護士)
委員	江崎 格 (元㈱東京商品取引所代表執行役)
委員	多々良 實夫 (豊商事㈱代表取締役)
委員	宮 裕 (公認会計士)

(代位弁済審査会)

委員長	尾崎 隆昌 (公認会計士)
副委員長	中曾根 淳 (日本商品先物取引協会事務局長)
委員	大石 悦次 (㈱東京商品取引所常勤監査役)
委員	釧持 宏昭 (北辰物産㈱代表取締役)
委員	村上 久広 (K O Y O証券㈱代表取締役)
委員	山田 明信 (弁護士)

(制度検討委員会)

委員長	多々良 實 夫 (豊商事(株)代表取締役)
副委員長	依田 年 晃 (サンワード貿易(株)代表取締役)
委員	有馬 誠 吾 (株)コムテックス代表取締役)
委員	岡本 安 明 (岡安商事(株)代表取締役)
委員	清水 清 (カネツFX証券(株)代表取締役)
委員	下山 均 (フィリップ証券(株)代表取締役)
委員	濱田 隆 道 (株)東京商品取引所代表取締役)
委員	二家 勝 明 (日産証券(株)代表取締役)
委員	古田 省 三 (岡藤商事(株)取締役相談役)
委員	村上 久 広 (K O Y O証券(株)代表取締役)
委員	安田 毅 史 (株)日本商品清算機構常勤取締役)

別表 (2)

会 員 異 動 状 況 表

		増	減			
平成31年	4月末日		1社	26社	(4月20日：脱退) セントラル商事(株)	
令和元年	5月末日			26社		
	6月末日			26社		
	7月末日			26社		
	8月末日			26社		
	9月末日			26社		
	10月末日			26社		
	11月末日			26社		
	12月末日			26社		
	令和2年	1月末日			26社	
		2月末日			26社	
		3月末日		1社	25社	(3月31日：脱退) ローズ・コモディティ(株)

別表(3)

会員名簿及び分離保管弁済契約の対象契約型の一覧

(令和2年3月末)

会員名	指定信託	分離預託	銀行保証	代位弁済
岡地(株)		○		○
岡藤商事(株)		○		○
カネツFX証券(株)		○		○
サンワード貿易(株)		○		○
クリエイトジャパン(株)		○		○
大起産業(株)		○		○
第一商品(株)		○		
KOYO証券(株)		○		
フジフューチャーズ(株)		○		○
(株)フジトミ		○		○
岡安商事(株)		○		○
北辰物産(株)		○		○
(株)コムテックス		○		○
豊商事(株)		○		○
(株)アステム		○		○
今村証券(株)		○		
クレディ・スイス証券(株)		○		
ソシエテ・ジェネラル証券(株)		○		
JPアセット証券(株)		○		
日産証券(株)		○		○
(株)さくらインベスト		○		
フィリップ証券(株)		○		
楽天証券(株)		○		
OKプレミア証券(株)		○		
SBIフューチャーズ(株)		○		
25社				
合計	0	25	0	14

(参考)

業 務 処 理 概 況
(平成31年4月～令和2年3月)

月 日	主 要 事 項	摘 要
[4月中]		
4月 1日	分離保管弁済契約の締結 (更新)	岡地(株)外26社(4月1日付締結(更新)) 掲示場に公告、並びに、当該会員、主務省及 び(株)日本商品清算機構あて通知
4月 1日	商品先物取引法施行規則 第139条第2項に定め る報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
4月16日	分離保管弁済契約締結会 員の商号変更に係る公告 及び通知	OKプレミア証券(株)(4月1日付変更) 掲示場に公告、及び、当該会員あて通知
4月19日	基金代位弁済委託契約一 部変更契約の締結	[担保の変更] 豊商事(株)(4月19日付締結)
4月22日	会員脱退及び脱退通知	セントラル商事(株)(4月20日付脱退) 会員あて通知
4月23日	第90回運営審議会	(於：東京商品取引所5階会議室) 1. 正副委員長の互選について 2. セントラル商事(株)に係る自主弁済計画の 認定について その他
4月25日	商品先物取引法施行規則 第149条に基づく報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
4月25日	商品先物取引法第283 条第3項に基づく変更届 出	農林水産大臣及び経済産業大臣あて

月 日	主 要 事 項	摘 要
[5月中]		
5月 7日	商品先物取引法施行規則 第139条第2項に定め る報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
5月10日	第97回理事会	(於：本基金会議室) 1. 規律委員会委員の任期満了に伴う選任、 委員長及び副委員長の委嘱について 2. 定款、業務規程等の施行に関する規則等 の申込、届出、報告等の様式の一部改正に ついて その他
5月10日	平成30年度決算等監事 監査	(於：本基金会議室) 1. 平成30年度事業報告 2. 平成30年度末における財産目録 3. 平成30年度委託者保護資金勘定 4. 平成30年度保全対象財産勘定 5. 平成30年度委託者債務代位弁済勘定 6. 平成30年度一般勘定 7. 平成30年度資金計画の実施の結果
5月23日	第98回理事会	(於：東京商品取引所9階会議室) 1. 平成30年度事業報告(案)及び決算(案) の承認について 2. 通常総会の招集について その他
5月31日	第15回通常総会	(於：東京商品取引所B1セミナールーム) 1. 平成30年度事業報告(案)及び決算(案) の承認について その他
[6月中]		
6月 3日	商品先物取引法第318	農林水産大臣及び経済産業大臣あて

月 日	主 要 事 項	摘 要
	条に基づく提出	
6月 5日	商品先物取引法施行規則 第139条第2項に定め る報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
6月17日	第40回代位弁済審査会	(於：東京商品取引所5階会議室) 1. 基金代位弁済委託契約締結（更新）に係 る審査について 2. 代位弁済限度額の変更に係る審査につい て
6月27日	商品先物取引法第318 条に基づく財務諸表等の 承認	農林水産大臣及び経済産業大臣より
[7月中]		
7月 1日	分離保管弁済契約の解除	セントラル商事(株)（7月1日付解除） 掲示場に公告、並びに、当該会員あて通知
7月 1日	基金分離預託契約の解除	セントラル商事(株)（7月1日付解除）
7月 1日	基金代位委託契約の締結	(株)アステム（7月1日付締結）
7月 1日	基金代位委託契約一部変 更契約の締結	[代位弁済限度額・担保の変更] 岡藤商事(株)外6社（7月1日付締結） [担保の変更] 岡地(株)外2社（7月1日付締結）
7月 1日	商品先物取引法施行規則 第139条第2項に定め る報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
7月26日	商品先物取引法施行規則 第149条に基づく報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告

月 日	主 要 事 項	摘 要
[8月中]		
8月 1日	商品先物取引法施行規則 第139条第2項に定め る報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
8月21日	基金代位弁済委託契約一 部変更契約	[担保の変更] 豊商事㈱ (8月21日付締結)
[9月中]		
9月 2日	商品先物取引法施行規則 第139条第2項に定め る報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
9月26日	第99回理事会	(於：東京商品取引所9階会議室) 1. 特定委託者保護基金に係る認可取得手続 きの開始について 2. 令和2年度以降の定率会費の取扱い方針 (骨子) について 3. 令和2年1月開始の基金代位弁済委託契 約について 4. 一般負担金の算出における電力先物の取 扱いについて その他
[10月中]		
10月 1日	商品先物取引法施行規則 第139条第2項に定め る報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
10月 8日	総合取引所発足に向けて の基金の対応に係る説明 会	(於：東京商品取引所B1セミナールーム) 1. 特定業務の開始 (特定委託者保護基金) について 2. 令和2年度以降の定率会費の取扱い方針 (骨子) について その他

月 日	主 要 事 項	摘 要
10月11日	第34回委託者保護制度 検討委員会	(於：東京商品取引所9階会議室) 1. 令和2年度以降の定率会費の取扱い方針 について 2. 特定委託者保護基金について その他
10月18日	第100回理事会	(於：東京商品取引所9階会議室) 1. 特定会員の募集について 2. 会員懇談会の開催について 3. 令和2年度以降の定率会費の取扱い方針 について 4. 代位弁済担保に係る特定担保有価証券に ついての一部改正(案)について その他 (1) 定款及び業務規程の改正について (2) 第34回委託者保護制度検討委員会の 検討結果の報告について
10月25日	会員懇談会	(於：東京商品取引所B1セミナールーム) 1. 定款及び業務規程の改正について 2. 特定会員の募集について 3. 令和2年度以降の定率会費の取扱い方針 について その他
10月28日	商品先物取引法施行規則 第149条に基づく報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
[11月中]		
11月 1日	商品先物取引法施行規則 第139条第2項に定め る報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
11月21日	第101回理事会	(於：東京商品取引所9階会議室) 1. 定款及び業務規程の改正(案)について

月 日	主 要 事 項	摘 要
1 1 月 2 9 日	臨時総会	2. 特定委託者保護基金の認可申請について 3. 臨時総会の招集について 4. 会計規程の改正（案）について その他 （於：東京商品取引所 B 1 セミナールーム） 1. 定款及び業務規程の改正（案）について 2. 特定委託者保護基金の認可申請について その他
[1 2 月中]		
1 2 月 2 日	商品先物取引法施行規則 第 1 3 9 条第 2 項に定め る報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
1 2 月 3 日	第 4 1 回代位弁済審査会	（於：東京商品取引所 5 階会議室） 1. 基金代位弁済委託契約締結に係る審査に ついて
1 2 月 1 3 日	第 1 0 2 回理事会	（於：東京商品取引所 9 階会議室） 1. 基金代位弁済委託契約の締結について その他
1 2 月 1 6 日	商品先物取引法第 2 8 3 条第 2 項に基づく変更認 可申請	農林水産大臣及び経済産業大臣あて申請
1 2 月 1 6 日	商品先物取引法第 3 0 1 条第 2 項に基づく変更認 可申請	農林水産大臣及び経済産業大臣あて申請
1 2 月 1 6 日	商品先物取引法施行規則 第 1 5 4 条第 2 項に基づ く変更承認申請	農林水産大臣及び経済産業大臣あて申請

月 日	主 要 事 項	摘 要
1 2月 16日	金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）附則第4条第2項に規定する認可申請	農林水産大臣及び経済産業大臣あて申請
[1月中]		
1月 6日	合同賀詞交歓会	(於：ロイヤルパークホテル)
1月 6日	基金代位弁済委託契約の締結	岡地(株)外13社（1月1日付締結）
1月 6日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
1月22日	商品先物取引法施行規則第149条に基づく報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
[2月中]		
2月 4日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
2月 5日	商品先物取引法第283条第2項に基づく変更認可	農林水産大臣及び経済産業大臣より
2月 5日	商品先物取引法第301条第2項に基づく変更認可	農林水産大臣及び経済産業大臣より
2月 5日	商品先物取引法施行規則第154条第2項に基づく変更承認	農林水産大臣及び経済産業大臣より

月 日	主 要 事 項	摘 要
2月 5日	金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）附則第4条第2項に規定する認可	農林水産大臣及び経済産業大臣より
2月13日	理事懇談会	<p>（於：東京商品取引所9階会議室）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定会員になることの申し出に係る現況について 2. 令和元年度一般勘定における当期収支差額の見込みについて 3. 入会金及び会費に関する規則の改正について 4. 代位弁済担保率及び代位弁済手数料の変更について 5. 令和2年度の予算編成の基本方針について 6. 複数の基金に加入する会員の顧客及び委託者に対して各基金が行う補償分担の考え方について <p>その他</p>
2月26日	ローズ・コモディティ(株)に係る商品先物取引法第303条第2項の報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて
2月27日	第35回委託者保護制度検討委員会	<p>（於：東京商品取引所9階会議室）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入会金及び会費に関する規則の改正について 2. 代位弁済担保率及び代位弁済手数料の変更について 3. 複数の基金に加入する会員の顧客及び委託者に対して各基金が行う補償分担の考え方について <p>その他</p>

月 日	主 要 事 項	摘 要
[3月中]		令和2年度の予算編成の基本方針について
3月 2日	第91回運営審議会	(電話による意見聴取) 1. ローズ・コモディティ㈱に係る弁済難易度の認定について
3月 4日	ローズ・コモディティ㈱に係る弁済難易度の認定の報告及び通知	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告、並びに当該会員あて通知
3月 5日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
3月 9日	分離保管弁済契約締結会員の住所変更に係る公告及び通知	OKプレミア証券㈱(2月25日付変更) 掲示場に公告、及び、当該会員あて通知
3月 9日	第103回理事会	(於：東京商品取引所9階会議室) 1. 入会金及び会費に関する規則の改正について 2. 代位弁済担保率及び代位弁済手数料の変更について 3. 令和2年度事業計画(案)について 4. 令和2年度予算及び資金計画(案)について 5. 第16回通常総会における任期満了に伴う役員改選の役員選出方法について 6. 臨時総会の招集について 7. 特定会員になることの申し出に係る承認について 8. 特定委託者保護基金の認可等に伴う諸規程等の改正について 9. 複数の基金に加入する会員の顧客及び委

月 日	主 要 事 項	摘 要
		託者に対して各基金が行う補償分担の考え方について その他
3月 9日	特定会員になることの申し出に係る承認	岡地(株)外3社 当該会員あて通知
3月18日	臨時総会	(於：東京商品取引所B1セミナールーム) 1. 入会金及び会費に関する規則の改正について 2. 令和2年度事業計画(案)について 3. 令和2年度予算及び資金計画(案)について 4. 第16回通常総会における任期満了に伴う役員改選の役員選出方法について その他
3月19日	定款第64条第2項に基づく届出	農林水産大臣及び経済産業大臣あて
3月19日	商品先物取引法第317条及び同法施行規則第144条に基づく予算及び資金計画等の提出	農林水産大臣及び経済産業大臣あて
3月27日	第92回運営審議会	(書面による意見聴取) 1. ローズ・コモディティ(株)の自主弁済計画の認定について
3月31日	会員脱退及び脱退通知	ローズ・コモディティ(株)(3月31日付脱退) 会員あて通知
3月31日	分離保管弁済契約の解除	ローズ・コモディティ(株)(3月31日付) 揭示場に公告、並びに、当該会員あて通知

月 日	主 要 事 項	摘 要
3月31日	基金分離預託契約の解除	ローズ・コモディティ(株) (3月31日付)